

財務省告示第三百九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十四年度の初日から平成十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十四年十月三十一日

財務大臣 塩川 正十郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十四年度の初日から平成十四年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	一三、四六一トン
五	五三九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一五六トン	三九三トン	六、六五三トン	五五、九六九トン	一六、五七二トン	四三トン	二五二、七三トン	七四二、四八五トン	二、六五、一七七トン	四五、二三三トン	三、六一八トン	二、六一六トン	一四、三三二トン	二トン	トン	一五トン

二九	九六七トン
二八	七六トン
二七	六、五九二トン
二六	一、三三二トン
二五	トン
二四	二・八六トン
二三	三、四一八トン
二三	一 二二トン
二二	一九、九六五トン